

議案第15号

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田秀光

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
(入居者の資格) 第6条 賃貸住宅に入居することができる	(入居者の資格) 第6条 賃貸住宅に入居することができる

<p>者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前号に掲げる者のほか、同居親族がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅については、同居親族がない者であって、規則で定める基準に該当する者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
---	---

第2条 三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第3条、第11条関係）

建設年度	名称	所在地	戸数	構造別	家賃月額 (円)
平成6年度	天神団地	三朝町大字森 字上天神谷	4戸	木造瓦葺2階建	59,000
平成7年度	天神団地	三朝町大字森 字上天神谷	4戸	木造瓦葺2階建	59,000

(三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（三朝団地にあつては、第2号から第5号まで）の条件を備えている者でなければならない。

(1)～(5) 略

2 前項の規定にかかわらず、町営住宅に入居しようとする者が老人等にあつては同項第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては同項第3号及び第4号の条件を備えている者でなければならない。

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条の条件を備えている者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第2号から第5号まで）に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第25条 町長は、毎年度、第15条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人等にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号）の条件を備えている者でなければならない。

(1)～(5) 略

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を備えている者とみなす。

2 前条第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第2号から第5号まで）に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第25条 町長は、毎年度、第15条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が

第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2及び3 略

第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2及び3 略

第4条 三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第3条関係）

建設年度	団地名	所在地	構造別
昭和51年度	徳本団地	三朝町大字横手字徳本	簡易耐火構造平家建
昭和52年度	徳本団地	三朝町大字横手字徳本	簡易耐火構造2階建
昭和53年度	恋谷団地	三朝町大字三朝字東京	簡易耐火構造2階建
昭和62年度	森団地	三朝町大字森字天神	木造瓦葺2階建
昭和63年度	森団地	三朝町大字森字天神	木造瓦葺2階建
平成元年度	徳本団地	三朝町大字横手字徳本	木造コロニアル葺2階建
平成6年度	天神団地	三朝町大字森字上天神谷	木造瓦葺2階建
平成7年度	天神団地	三朝町大字森字上天神谷	木造瓦葺2階建
平成8年度	三朝団地	三朝町大字三朝字塚田	木造瓦葺2階建

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。